

東白川村下水道事業経営戦略

団体名： 東白川村

事業名： 小規模集落排水事業

策定日： 平成29年3月

計画期間： 平成28年度～平成38年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

①施設

共用開始年度 (共用開始後年数)	平成11年度(17年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	27.93人/km ²	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	小規模集落排水事業：4箇所(宮代処理区、平西処理区、平東処理区、平中処理区)		
処理場数	小規模集落排水事業(集合型合併浄化槽)：4箇所 計4処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	—		

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含みます)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含みます)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない)を指します。

②使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料の考え方 当施設は、20戸程度で利用する集合型の合併浄化槽であり、個別の合併浄化槽と管理が似ている。施設ごとの処理能力に応じた施設管理費を算出し、(浄化槽保守点検、水質検査、清掃、動力費等)の経常経費から使用料を処理区域ごとに決定。また、4つの集合排水処理施設には管理組合があり使用料は一括納付される。 4,370円/月戸、5,370円/月戸、6,700円/月戸、7,700円/月戸		
業務用使用料体系の 概要・考え方	使用料(4処理場毎に定額) 4,370円/月戸、5,370円/月戸、6,700円/月戸、7,440円/月戸 施設管理費(浄化槽保守点検、清掃、電気代、水道使用料等)の経常経費から処理区毎に決定。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	—		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年分を記載	平成26年度 5,970円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年分を記載	平成26年度 5,460円
	平成27年度 5,970円		平成27年度 5,490円
	平成28年度 5,970円		平成28年度 —円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいいます。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含みます)をいいます。

③組織

職 員 数	担当職員：1名
事業運営組織	建設環境課：環境係（下水道担当1名）

(2) 民間活用の状況

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現状では民間委託は特に無いが、4箇所の処理場ごとの「集合排水処理施設管理組合」の働きにより、施設が正しく使用されている。また、組合員により定期的な施設周囲の清掃及び・除草等も行われている。
	イ 指定管理制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

*4「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含みます)を用いた収入増につながる取組を指します。

*5「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します(単純な売却は除きます)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 ※別紙

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表を添付しています。

--

2. 経営の基本方針

本村は、山間地域特有の起伏の激しい地形的特長から、公共下水道ではなく浄化槽整備に重点を置き、家屋の点在地区には個別の合併浄化槽を推進し、設置に伴う補助金を助成。また、一部の密集地区では浄化槽の設置スペース確保が困難であり、小規模集合排水処理施設（集合型合併浄化槽）を設置し、水洗化による生活水準の向上を進めてきた。

この小規模集合排水施設においては、安定した長期的運用を目指し、今後の更新費用や維持管理経費の削減を図っていく。しかしながら、施設整備のために借入れた企業債の元利償還額が経営を圧迫している状態であり、今後は使用料の改定や更なる経費削減を含めた経営改善が必要と予想される。そのため、持続可能な小規模集合排水処理事業の推進のため、中長期的な基本計画である経営戦略を策定し、「衛生的で快適な生活環境の確保と環境の保全を図る」ことを基本方針とする。

3. 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画 : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明

①投資・財政計画のうち投資についての説明

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

建設後17年を経過した施設もあり更新の時期を迎えているが、すべての機器が劣化している訳ではなく、主にポンプやモーターなどの機器であり故障の可能性の高い設備から更新する。これは大規模な修繕や更新を出来るだけ回避するため、安全性や経済性を踏まえ早期に修繕を行う事により機能の保持・回復を図り長期的に安定した施設の運用を目指すものである。

②投資・財政計画のうち財源についての説明

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

人口、世帯の減少に伴う使用料収入の減については、公共施設の接続や消費増税に伴う料金改定により当分は現状を維持できる見込みであるが、将来的には料金改定も必要と思われる。

○繰入金に関する事項

公営企業の繰り出し基準に基づき算出し繰り入れ、不足分は基準外繰り入れにて補う。

③投資・財政計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

H28年度がほぼピークと想定し今後は職員の移動による給与費の減を見込む。

○動力費に関する事項

動力費は汚水処理量の減少が想定されるため減少傾向とする

○修繕費に関する事項

H29年度までの予定で一部劣化した機器の更新を行い、H30年度以降は故障修繕や点検等を主体に行い、施設の延命化を図る。

○委託費に関する事項

H28年度予算額をベースに一定とした。

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	—
投資の平準化に関する事項	施設の長寿命化を計画的に実施して、次回更新時においても投資の平準化を図っていく。

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	人口は減少傾向にあり安定した経営を継続するため、使用料として確保すべき額や使用料のあり方など、定期的な見直しを検討する必要がある
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取り組み	—

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等、指定管理者制度、PPP/PFI など)	処理場やマンホールポンプ場の運転管理委託や、民間活力を導入し管理コストを削減できないか検討を行う。
動力費に関する事項	処理場やポンプ場の機器更新時に省エネ機器での更新により消費電力の削減に努める。また、自由化電気事業者とのコスト比較により有利な事業者へ転換を図る。
委託費に関する事項	維持管理委託について点検項目の精査を行う等、経費削減を検討する。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	計画の中間である平成32年を目安に、実施状況の検証を行う。また、実績との乖離が著しい場合や経営、財政の条件等が大幅に変更になった場合に見直しを行うこととする。
---------------------	---

経営比較分析表

岐阜県 東白川村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	小規模集合排水処理	12
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	9.54	100.00

1か月20m³当たり家賃料金(円) 4,370

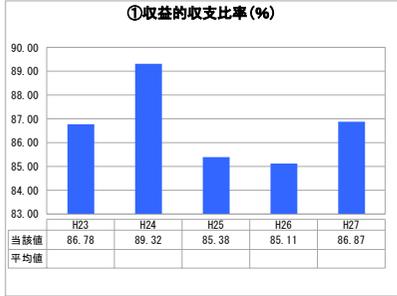
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
2,432	87.09	27.93
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
230	0.07	3,285.71

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 平成27年度全国平均

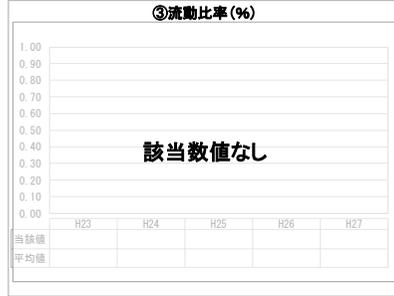
1. 経営の健全性・効率性



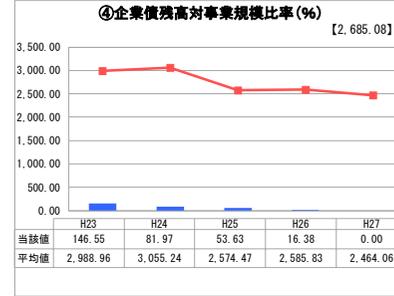
「単年度の収支」



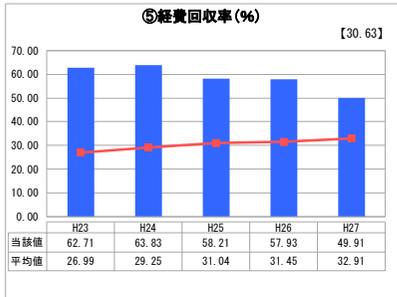
「累積欠損」



「支払能力」



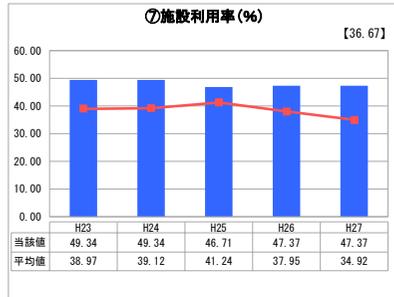
「債務残高」



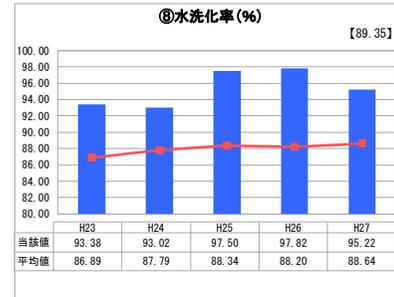
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

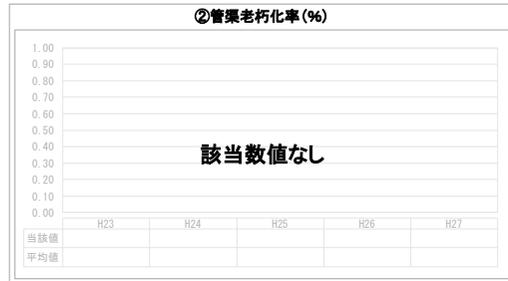


「使用料対象の捕捉」

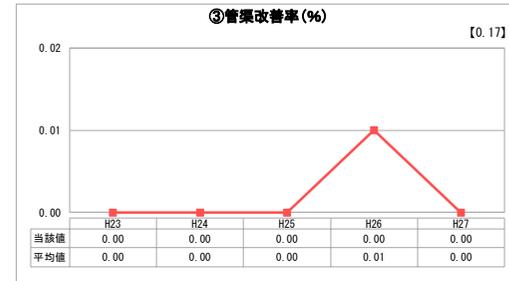
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本村の下水道事業は、小規模集合排水処理施設(混合型合併浄化槽)として、平成10年度から13年度にかけ、4箇所を整備し、人口密集地域の効率的な浄化槽整備が完了した。その後施設の維持管理に努めているが、修繕等の経費が増加傾向にあり、収益的収支比率は右下がりからほぼ横ばい傾向にある。また、企業債残高は、償還が進み減少傾向にある。この処理施設は、地域にあった規模・処理能力を有しているが、更なるコスト削減により汚水処理原価を改善し経営の更なる効率化が求められる。

2. 老朽化の状況について

施設は、小規模修繕により改良しており現在順調に稼働している。将来的には段階的な更新が発生する状況が見込まれる。

全体総括

今後も、適切な維持管理により施設の延命化、及びコスト削減による経営の健全化に努める。また、機器更新を検討し長期的に安定した施設の運用を目指す。なお、処理区域内人口は減少傾向にあり、現在の処理施設で対応しながらも、長期的には施設規模の見直し等が必要となる事が予想される。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円、%)

区 分		年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度		
		平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)												
収 益	収益的収入	1 総 収 益 (A)	20,649	21,540	20,960	18,859	18,159	18,459	18,759	19,059	16,659	16,959	17,259	17,559	
		(1) 営 業 収 益 (B)	7,228	7,159	7,160	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159
		ア 料 金 収 入	7,228	7,159	7,160	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益	13,421	14,381	13,800	11,700	11,000	11,300	11,600	11,900	9,500	9,800	10,100	10,400	10,400
		ア 他 会 計 繰 入 金	13,421	14,381	13,800	11,700	11,000	11,300	11,600	11,900	9,500	9,800	10,100	10,400	10,400
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	14,730	16,441	16,268	13,643	12,717	12,888	13,057	13,223	10,686	10,848	11,007	11,163	
		(1) 営 業 費 用	10,268	14,343	14,300	11,800	11,000	11,300	11,600	11,900	9,500	9,800	10,100	10,400	
		ア 職 員 給 与 費	7,662	8,000	8,300	6,200	6,500	6,800	7,100	7,400	5,000	5,300	5,600	5,900	
		うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他	2,606	6,343	6,000	5,600	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	
		(2) 営 業 外 費 用	4,462	2,098	1,968	1,843	1,717	1,588	1,457	1,323	1,186	1,048	907	763	
ア 支 払 利 息		2,252	2,098	1,968	1,843	1,717	1,588	1,457	1,323	1,186	1,048	907	763		
うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
イ そ の 他	2,210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		5919	5099	4692	5216	5442	5571	5702	5836	5973	6111	6252	6396		
資 本 的	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	3,529	3,589	2,321	2,258	2,137	2,140	2,160	2,170	2,178	2,182	2,190	2,170	
		(1) 地 方 債													
		うち資本費平準化債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	3,529	3,589	2,321	2,258	2,137	2,140	2,160	2,170	2,178	2,182	2,190	2,170	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都道府県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	9,532	8,356	7,294	7,418	7,545	7,674	7,805	7,939	8,076	8,214	8,355	8,499	
(1) 建 設 改 良 費															
うち職員給与費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		9,532	8,356	7,294	7,418	7,545	7,674	7,805	7,939	8,076	8,214	8,355	8,499		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-6003	-4767	-4973	-5160	-5408	-5534	-5645	-5769	-5898	-6032	-6165	-6329		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円、%)

区 分	年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	-84	332	-281	56	34	37	57	67	75	79	87	67
積 立 金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)		1,691	1,607	1,939	1,658	1,714	1,748	1,785	1,842	1,909	1,984	2,063	2,150
前年度繰上充用金	(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	1,607	1,939	1,658	1,714	1,748	1,785	1,842	1,909	1,984	2,063	2,150	2,217
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)		0	0										
実 施 収 支	(P)		1,607	1,939	1,658	1,714	1,748	1,785	1,842	1,909	1,984	2,063	2,150	2,217
(N)-(O)	(Q)													
赤 字 比 率	$(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100)$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100)$		85	87	89	90	90	90	90	90	89	89	89	89
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)													
営業収益-受託工事収益	(B)-(C)	(S)	7,228	7,159	7,160	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)		6,834	7,228	7,159	7,160	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159	7,159
健全化法施行令第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)		127,546	119,190	111,896	104,476	96,931	89,257	81,451	73,511	65,435	57,220	48,864	40,365

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
	(決算)	〔決算〕												
収益的収支分			13,421	14,381	13,800	11,700	11,000	11,300	11,600	11,900	9,500	9,800	10,100	10,400
うち基準内繰入金			8,394	7,080	6,794	5,760	5,415	5,563	5,711	5,859	4,677	4,825	4,972	5,120
うち基準外繰入金			5,027	7,301	7,006	5,940	5,585	5,737	5,889	6,041	4,823	4,975	5,128	5,280
資本的収支分			3,529	3,589	2,321	2,258	2,337	2,389	2,441	2,493	2,378	2,430	2,382	2,433
うち基準内繰入金			3,529	3,589	2,321	2,258	2,337	2,389	2,441	2,493	2,378	2,430	2,382	2,433
うち基準外繰入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			16,950	17,970	16,121	13,958	13,337	13,689	14,041	14,393	11,878	12,230	12,482	12,833